

令和6年度 税制改正

会議費

★ News 交際費から除外される「飲食費」 = 1人 5,000円 → 1万円に

令和6年度税制改正により、法人が支出する交際費のうち、交際費等から除外される「飲食費」の金額基準が、1人当たり5,000円から1万円に上げられました。(令和6年4月1日施行)

交際費とは、法人が得意先・仕入先など事業に関係ある者に対する接待、贈答等のために支出するものをいい、交際費の額は原則として、その全額が損金不算入とされています。なお、資本金1億円以下の法人等には、損金になる上限枠設定(年800万円)等の一定の措置が設けられています。

しかし、事業活動の必要経費としての性格や政策的配慮から、租税特別措置法により、交際費の一部を交際費の範囲から除外し、損金算入が認められています。

■ 交際費の範囲から除外される「飲食費」の要件 →「会議費」として経費計上することができる。

- ・ 飲食等に要する費用で(専らその法人の役員・従業員・これらの親族のために支出するものを除く)、支出する金額を参加した者の数で割った金額が、1万円以下であるもの
- ・ 次の事項を記載した帳簿書類(総勘定元帳、領収書、請求書等)を保存している場合に限ること
  - 飲食等のあった年月日 ○ 参加した得意先等、事業に関係ある者の氏名、名称、その関係
  - 参加した者の数 ○ 飲食等の金額
  - 飲食店等の名称、所在地、その他

【例】○○会社××部、(氏名)部長他2名、卸売先

※ 1万円が、消費税税込か税抜かは、その法人が採用している経理方式で判断します。

★ News 令和6年分所得税の『定額減税』の実務・国税庁Q&Aから

定額減税

「定額減税」とは、令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び同一生計配偶者・扶養親族(いずれも居住者に限る)1人につき、所得税額から3万円・個人住民税所得割額から1万円の定額減税額が控除される制度。(合計所得金額1,805万円以下の人に限る。)

## 【令和6年分所得税の定額減税・国税庁Q&amp;A】から

Q: 「居住者」「非居住者」の区分は?

「住民票」が判断基準にはならない。

A: 所得税法上の居住者は、国内に住所を有する人、又は現在まで引続き1年以上居所を有する人

Q: 所得制限(合計所得金額が1,805万円を超える人)に対する定額減税は?

A: 基準日在職者(令和6年6月1日現在の甲欄適用の居住者)には、合計所得金額が1,805万円と見込まれる人にも月次減税を行う。→年末に給与収入が2,000万円を超える人は、年末調整の対象とならないため、確定申告で最終的な所得税額と定額減税額の精算を行う。

※基準日在職者には一律に行い、在職者が適用を受けるか否かを自分で選択はできない。

Q: 基準日(令和6年6月1日)の後に就職した人に対する定額減税は?

A: 基準日在職者に該当しないので月次減税の対象ではなく、年末調整で年調減税を受ける。

Q: 「16歳未満の扶養親族」の月次減税は?

A: 基準日在職者の提出した「扶養控除等申告書(住民税に関する事項)」に記載され、居住者である人は、月次減税額の計算に含めることができる。

記載せずにいる人の場合は、基準日以降最初の給与等支払日の前日までに再提出するか、再提出に代えて「源泉徴収に係る申告書」を提出すれば、月次減税額に含まれる。

Q: 基準日以降、扶養親族の人数が変更になったら?

A: 例えば7月に子の出生により扶養親族が増えても、月額減税額の増額は行わず、差額は年末調整又は確定申告で精算される。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

